

# 『自主管理方式』について

1. 『自主管理方式』とは、自らが使用する時間帯の開放施設を自らが管理することです。（開放用玄関外側にキーケースを設置します。）
  
2. 『自主管理方式』の実施にあたり、各使用団体から各々の団体の『使用責任者』を2～3名推薦（「使用責任者届」を教育委員会へ提出）してもらいます。なお、謝礼金については無償とします。
  
3. 使用責任者の仕事（自分達の団体が使用する時間帯に限ります。）
  - (1)使用者への「使用する際の注意事項」の周知について
  - (2)開放施設の開錠及び施錠について
  - (3)照明の点灯及び消灯、暖房機器の操作について
  - (4)施設の清掃、器具の整理整頓について
  - (5)火気の取り締まりと施設の安全上の点検・報告について
  - (6)開放日誌の記録及び報告について
  - (7)その他

**※上記の事項に違反した場合は、開放事業の使用を取り消します。**